

公 告

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

大分県宇佐土木事務所長 横田 康行

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いはこの公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。
- 三 本案件は、総合評価落札方式に係る自己採点方式の対象案件である。
- 四 本案件は、総合評価落札方式において、施工実績が少ない技術者が配置されやすい環境を整え、技術者の育成・確保を促進することを目的とする「企業実績重視型」の試行工事である。

第1 競争に付する事項

1	工事名	令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事
2	工事場所	中津高田線 宇佐市大字松崎
3	工期	257日間
4	工事概要	延長 L = 197.2 m 幅員 W = 6.0 (9.75) m L型擁壁工 L = 113 m ブロック積工 A = 20 m ² 排水構造物工 L = 467 m 路盤工 A = 1788 m ² 橋梁補修工 N = 1 式
5	予定価格	95,223,700円 (※予定価格×100/110=86,567,000円)
6	総合評価に係る加算点の最高点	10点
7	施工体制評価点	15点

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件は、次の1から3の全ての競争参加資格を満たしている者（単体）又は1から3の全てを満たす2者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に限り入札参加を認める。ただし、共同企業体の取扱いは、「大分県建設工事共同企業体の競争参加資格等に関する取扱要綱（昭和53年4月18日大分県告示第398号）」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者は、代表構成員から監理技術者を専任配置し、その他構成員からは主任技術者を専任配置すること。また、共同企業体の各構成員の出資比率は30%以上とし、代表構成員は、構成員のうち出資比率が最大であること。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として、本案件の入札に参加することが出来ないものとする。

1 企業

次の表にて、（1）から（3）の全ての要件を満たしていること。

区分	要件	備考
(1) 業種	土木一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による資格認定（格付）
(2) 等級	A等級に格付けされていること。	
(3) 許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号

2 配置予定技術者

次の表にて、（1）から（3）の全ての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。なお、共同企業体として参加する場合は、代表構成員が（1）から（3）の全ての要件を満たす監理技術者を専任で配置できるとともに、その他構成員が（1）及び（3）を満たす主任技術者を専任で配置できること。

区分	要件
(1) 国家資格等	上記1の（1）の業種に係る建設業法第15条第2号の資格を有すること。
(2) 監理技術者資格等	上記1の（1）の業種に係る監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。
(3) 雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヵ月以上前に雇用された者であること。

ただし、配置予定技術者の兼務等は「別添 配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

3 本店所在地等

次の表にて、（1）の本店所在地の要件を満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合は、全ての構成員が要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書（以下、「優遇通知書」という。）」を受けている場合（工種は一般土木とし、認められた応札回数の範囲内に限る。）は、本店所在地に係わらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。（※第3の6（1）の期間内に、宇佐土木事務所 総務課 総務班へ優遇通知書（原本）を持参のうえ提出すること。）

区分	要件		
(1) 本店所在地	宇佐土木事務所管内	-	-

注意事項

(1)	「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。
-----	---------------------------

第3 入札手続等

1	担当部局	宇佐土木事務所 総務課 総務班
	住所	宇佐市大法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎3階)
	電話番号	0978-32-1300
	E-mail	a17012@pref.oita.lg.jp

2 設計図書の閲覧

(1)	閲覧期間	自 令和8年1月30日 9:00 至 同年2月20日 17:00
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp) による。

3 公告等に対する質問

(1)	受付期間	自 令和8年2月2日 9:00 至 同月16日 17:00	※開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	宇佐土木事務所 総務課 総務班	
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ電送、持参、又は郵送(書留郵便に限る)のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。	

4 上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにて閲覧に供する。)

(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 令和8年2月20日 17:00
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム (https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp) による。

5 建設工事共同企業体の登録(共同企業体として参加する場合は協定書の写しを提出し、電子入札システムの登録を受けること。※単体による参加の場合は不要。)

(1)	受付期間	自 令和8年1月30日 9:00 至 同年2月16日 17:00	※開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	宇佐土木事務所 総務課 総務班	
(3)	提出方法等	書面は持参して提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。	

6 技術資料及び競争参加資格証明資料(以下、「技術資料等」という。)の提出
入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。

(1)	提出期間	自 令和8年1月30日 9:00 至 同年2月17日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、宇佐土木事務所 総務課 総務班へ提出すること。(提出期間は(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)

7 入札書の提出

(1)	提出期間	自 令和8年2月18日 9:00 至 同月20日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年2月20日 17:00までに、宇佐土木事務所 総務課 総務班へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は原則として1回とする。

8 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること。)

(1)	提出期間	自 令和8年2月18日 9:00 至 同月20日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年2月20日 17:00までに、宇佐土木事務所 総務課 総務班へ厳封のうえ、提出すること。

9 開札

(1)	予定日時	令和8年2月24日 10:00
(2)	場所	宇佐土木事務所小打合せ室(宇佐総合庁舎3階)
(3)	立会い	開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。（提出方法は、第3の8による。）
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。
4	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約当事者に提出すること。

第5 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記の制度を適用する。

区分	備考
低入札価格調査基準価格（失格基準有り）	<p>本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、大分県低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。（最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。）</p> <p>なお、低入札価格調査に先立ち、別添「低入札価格調査制度について」に留意し、別紙「低入札価格調査の資料の作成について」により提出資料等を作成のうえ、提出すること。</p> <p>※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約当事者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。</p>

第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は第3の6による。）なお、作成は下表によるほか、「別添2 技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明（評価）事項等	提出様式名	添付資料
1 表紙	・別記様式1	-
2 企業に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 同種の工事の施工実績	・技術資料様式3	・CORINSデータの写し ・契約書の写し等
(2) 指名停止の有無		-
(3) 工事成績評定	・技術資料様式4	-
(4) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等の有無	・技術資料様式3	・認定通知書の写し ・届出書の写し ・表彰状の写し ・認証書の写し ・ホームページの該当ページの写し
3 配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 保有する資格等	・技術資料様式5	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。）
(2) 同種工事の施工経験		・CORINSデータの写し（契約書の写し） ・現場代理人等通知書の控の写し
(3) 継続教育（CPD）の取組の有無		・学習履歴証明書
(4) 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用	・技術資料様式5-2	・顕彰状の写し ・登録基幹技能者講習修了証の写し
4 地域貢献等		
(1) 防災活動への貢献の状況	・技術資料様式6 ・技術資料様式6-2	・防災協定書の写し
(2) 地域内における建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	-	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し
(3) 県内企業の活用計画	・技術資料様式8	-
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等	・技術資料様式3	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し
6 自己採点方式		
(1) 自己採点表	・技術資料様式12	-

	項目	競争参加の要件	技術評価の対象	
留意点	工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。			
	企業	施工実績の対象とする同種工事	－	別添3の機関が発注した道路・街路工事（農道・林道工事を評価対象としない。）。平成27年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。
		工事成績評定点の平均値の対象とする工事	－	大分県土木建築部発注の土木一式工事を対象とする。令和3年4月1日以降、令和7年3月31日までに履行した請負代金額3千5百万円以上の工事成績に限る。ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事は除く。
	配置予定技術者	主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した工事に限る。（現場代理人は「過去従事した工事に」配置された時点で「別添4」に記載された資格を有していた場合に限る。）		ただし、技術評価には監理技術者補佐として従事した工事も評価の対象とする。
		保有する資格等	第2の1の（1）の業種に係る建設業法第15条第2号の資格を有すること。	－
		施工経験の対象とする同種工事	－	別添3の機関が発注した道路・街路工事（農道・林道工事を評価対象としない。）。平成27年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。 工場製作の過程を含む工事は現地施工に係る期間内に従事した工事のみ評価の対象とする。

注意事項

- 1 添付資料は上記のほか、競争参加資格の内容及び技術評価の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
- 2 提出様式を提出しない場合（未記入及び評価内容が確認できない場合を含む。）又は提出された資料で評価内容が確認できない場合には、該当するものがないものとして取扱い、評価点が一番低いものとする。
- 3 別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）、若しくは提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。
- 4 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。
- 5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式（圧縮ファイル含む）で提出された場合は入札を無効とする。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4、4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合は除く。
- 6 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 7 提出された技術資料等は、返却しない。

第7 総合評価に関する事項等

1	総合評価の方法	入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	<p>評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。</p> <p>(1) 評価値の算出方式 評価値は、次の算出方式により算定する。 ア 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × (定数 1,000,000) イ 技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点 なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示(第2位を四捨五入)し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。</p> <p>(2) 技術評価点 競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目にて、10点の範囲で加算点及び入札価格に応じて15点の施工体制評価点を加える。</p> <p>(3) 加算点の算出方法 別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。</p> <p>(4) 施工体制評価点の算出方法 入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合は15点とし、低入札価格調査基準価格未満の場合は0点とする。</p>
3	評価結果の担保	<p>落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及びその履行を確保するための措置等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p> <p>(2) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合(再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。)は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。</p>
4	評価結果の開示	<p>(1) 本案件の技術提案等の評価結果は入札参加者からの申し出により自社分のみを開示する。</p> <p>(2) 開示の時期は落札決定後とし、次年度までを開示期間とする。</p> <p>(3) 開示は第3の1の場所にておこなう。</p> <p>(4) 開示の申し出方法等は、https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.htmlに掲載する。</p>

第8 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	<p>本案件に関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 資本関係 ア 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ウ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p>

	<p>(2) 人的関係</p> <p>ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>・ただし、アは、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。</p> <p>・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>
--	---

第9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第10の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面（様式自由）を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

第10 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 納付</p> <p>ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>
2	開札の立会い	<p>(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。</p> <p>(2) 詳細は「大分県電子入札立会要領」による。</p>
3	事後審査及び落札者の決定方法	<p>(1) 競争参加資格の確認は、開札し評価値が決定した後に行うものとする。</p> <p>(2) 開札後は、落札者の決定を保留する。</p> <p>(3) 評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした者のうち、最高評価値者を審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、最高評価値の者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする（なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。）。</p> <p>(4) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。</p> <p>(5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札は、無効としその結果を通知する。</p> <p>(6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。</p> <p>(7) (3)により落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p> <p>(8) 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。なお、手続は第9を準用する。</p>

4	入札の無効等	<p>(1) 入札の無効の取扱い 公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>(2) 談合情報の取扱い ア 総合評価落札方式の談合の認定基準 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格（調査基準価格未満を除く。）と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。</p> <p>イ 談合があったと認定した場合の対応 この入札に談合情報が寄せられ、公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号を適用し、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行う。</p>
5	低入札価格調査を受けた者との契約	<p>低入札価格調査を受けた者との契約は、契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払は請負代金の10分の2以内とする。</p>
6	再苦情申立て	<p>第9の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。</p>
7	その他	<p>(1) 資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(2) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、「別添2 技術資料等作成における注意事項」3の(5)により取り扱うものとする。</p> <p>ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。</p> <p>イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(3) 契約担当者は、落札決定後に落札者又は落札者の共同企業体に参加する構成員が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合（要領に基づく指名措置要件に該当する場合に至った場合を含む。）に指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（第8の2の場合を除く。）は、落札決定の取消しを行うものとする。</p> <p>(5) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（第8の2の場合を除く。）は、契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(6) 最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、(2)から(5)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。</p> <p>(7) 大分県契約事務規則第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値の最も高い有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い有効な入札を行った者を落札者とする可能性がある。</p> <p>(8) 落札者等には、共同企業体の各構成員も含まれる。</p>

別添 配置予定技術者の兼務等

本工事の配置予定技術者の兼務等は下記の事項のとおり取り扱う。

共通事項

兼務の該 当の可否	各種事項により技術者の兼務を予定している場合は、該当の可否を公告等に対する質問の受付期間内に発注者へ確認してください。
各種様式	https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kensetsu-yoshiki.html からダウンロードしてください。

建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置

本案件は、建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）に係る対象工事です。なお、同一の主任技術者又は監理技術者は建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）を活用した工事現場と建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）を活用した工事現場を兼務できない。

1 配置 の取扱い	本工事で、監理技術者等の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。 （1）各建設工事の請負代金額が1億円未満であること。 （2）建設工事の工事現場間の距離が、監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。 （3）各建設工事の下請次数が3次以内であること。 （4）当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。なお、連絡員は土木一式工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。 （5）当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。 （6）当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。 （7）監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。 （8）兼務する建設工事の数は2件までであること。 （9）兼務できる工事は大分県内の工事であること。
2 提出 書類	本工事に監理技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。 （1）（別記様式1）「建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務届」 （2）（別記様式2）「省令17条の2に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第26条第3項第1号：専任特例1号）」

建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の配置

本案件は、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を配置に係る対象工事です。

1 配置 の取扱い	本工事で、営業所技術者等の配置を行う場合は以下の（1）～（11）の要件を全て満たさなければならない。 （1）営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。 （2）当該建設工事の請負代金額が1億円未満であること。 （3）営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。 （4）当該建設工事の下請次数が3次以内であること。 （5）営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。なお、連絡員は土木一式工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。 （6）各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。 （7）当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。 （8）営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。 （9）兼務する建設工事の数は1件までであること。
--------------	--

	(10) 兼務できる工事は大分県内の工事であること。
	(11) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。
2 提出書類	本工事に営業所技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。
	(1) (別記様式1) 「建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の兼務届」
	(2) (別記様式2) 「省令17条の5に基づく人員の配置を示す計画書(建設業法第26条の5)」

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置

本案件は、建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号による監理技術者」という。)及び監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)に係る対象工事です。

1 配置の取扱い	本工事で、専任特例2号による監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。
	(1) 監理技術者補佐を専任で配置できること。
	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
	(4) 同一の専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。
	(5) 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、大分県内の工事であること。
	(6) 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行することができること。
	(7) 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	(8) 監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。
	(9) 現場の安全管理体制にて、専任特例2号による監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。
	(10) 既発注工事等との兼務について、既発注工事等発注者と兼務ができる確認がとれていること。
2 提出書類	本工事に専任特例2号による監理技術者の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。
	(1) (別記様式1) 「建設業法第26条第3項第2号(専任特例2号)の規定の適用を受ける監理技術者の兼務届」
	(2) 専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格などの合格証など)
	(3) 専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し等)
	(4) 専任特例2号による監理技術者が兼務する工事のコリンズ(CORINS)の写し等
	(5) 上記第1(6)～(9)の要件を満たす業務分担、連絡体制等を記載した書類(任意様式)

主任技術者の専任配置

本案件は、請負代金額が4,500万円以上の工事に配置する主任技術者(以下「専任の主任技術者」という。)の兼務に係る対象工事です。なお、専任の監理技術者には適用しない。

1 配置の取扱い	専任の主任技術者は次の条件を全て満たす工事は、建設業法施行令第27条第2項により兼務を認めます。なお、兼務可能件数は2件とします。
	(1) 工事場所間の距離が直線距離10km以内で密接な関係があること。密接な関係とは、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事」とする。
	(2) 兼務する2件の工事の発注者が大分県であること。
2 提出書類	契約時に(別記様式1)「専任を要する主任技術者の兼務届」を、解除時に(別記様式2)「専任を要する主任技術者の兼務解除届」を提出してください。
	(1) 兼務先の工事が既に契約履行中の場合 ア 兼務先工事の「現場代理人等通知書」の写し イ 当該工事と兼務する工事の位置図

	(2) 兼務先の工事が公告中又は指名通知中の場合 ア 入札公告の第1頁目（工事名称、工事概要等の記載がある頁）の写し又は指名通知書の写し イ 当該工事と兼務する工事の位置図
3 参考	建設業法施行令第27条第2項 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものは、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

監理技術者の専任配置

本案件は、専任の監理技術者の兼務に係る対象工事です。

1 配置 の取扱い	専任の監理技術者は次の条件を全て満たす工事では、監理技術者制度運用マニュアル三（2）により兼務を認めます。 (1) 工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること。 (2) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。 (3) 兼務する工事の発注者が大分県であること。
2 提出 書類	契約時に（別記様式1）「専任を要する監理技術者の兼務届」を、解除時に（別記様式2）「専任を要する監理技術者の兼務解除届」を提出してください。 (1) 兼務先の工事が既に契約履行中の場合 兼務先工事の「現場代理人等通知書」の写し (2) 兼務先の工事が公告中又は指名通知中の場合 入札公告文の第1頁目（工事名称、工事概要等の記載がある頁）の写し又は指名通知書の写し
3 参考	監理技術者制度運用マニュアル三（2） 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

別添2 技術資料等作成における注意事項

証明事項等	提出様式	注意事項
1 表紙	別記様式 1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者（委任者）印を押印すること。
2 企業に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 同種の工事の施工実績	技術資料 様式3	<p>別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工実績を技術資料様式3に記載すること。（記載する工事は一件で良い。）</p> <p>工事は元請として施工したものと、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <p>記載した事項で評価内容が確認できるようCORINSデータ（「登録内容確認書」等JACCの証明印のあるものに限る。）の写し又は契約書の写し（共同企業体としての施工の場合は、協定書の写しを含む。）等客観的な資料を添付すること。契約書の写しの場合、評価内容が確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等）を併せて提出すること。</p> <p>当該様式が添付されていない場合（評価項目に係る事項が記載されていない場合を含む。）及び提出された資料により、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p>
(2) 指名停止の有無		<p>開札予定日（令和8年2月24日）が減点対象期間内にある指名停止を受けている場合はその内容を技術資料様式3に記入すること。なお技術資料提出後、開札予定日までの間に指名停止を受けた場合には、その旨を発注者へ書面で申し出ること。（減点対象期間等は、HPに掲載しているため確認のうえ記載すること。https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html）</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p>
(3) 工事成績評定点	技術資料 様式4	<p>ア 過去4年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値を技術資料様式4に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。</p> <p>イ 次の要領に従って記載し、作成すること。</p> <p>（ア）大分県土木建築部発注の土木一式工事を対象とする。令和3年4月1日以降、令和7年3月31日までに履行した請負代金額3千5百万円以上の工事成績に限る。ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事は除く。</p> <p>（イ）記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの（以下「記載もれ等」という。）の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。</p> <p>a 記載もれ等の結果、評価点に変更がない場合は、記載された工事により評価点を算定する。</p> <p>b 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。</p> <p>c 記載もれ等の結果、上位の評価点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。</p> <p>（ウ）工事は元請として施工したものと、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <p>（エ）件数が多いため、様式が複数枚に及ぶ場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。</p> <p>（オ）対象となる工事成績評定点がない場合は、実績なしと記載すること。なお、平均値は74点未満とみなす。</p> <p>（カ）記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。</p> <p>（キ）公告日以前に令和3年4月から令和7年3月に履行した工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記（イ）に記載したとおりとする。</p> <p>（ク）合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定点を含めて記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記（イ）に記載したとおりとする。</p> <p>ウ 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p>

証明事項等	提出様式	注意事項
<p>(4) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等の有無</p>	<p>技術資料様式3</p>	<p>開札予定日現在で有効な認定及び表彰等の有無を技術資料様式3に記入し、当該事実が確認できる資料を併せて提出すること。対象となる認定等は以下のいずれかとする。</p> <p><国の認定又は県の表彰></p> <p>ア ユースエール認定（青少年の雇用に関する法律）</p> <p>イ ブラチナえるぼし認定、えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）</p> <p>ウ ブラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定（次世代育成支援対策推進法）</p> <p>エ おおいた働き方改革推進優良企業表彰</p> <p>オ おおいた女性活躍推進事業者表彰</p> <p><国の認定又は県の表彰の基準となる計画等></p> <p>カ 「一般事業主行動計画」の策定・届出</p> <p>キ 「おおいた子育て応援団」への登録</p> <p>ク 「女性活躍推進宣言」、「女性活躍応援県おおいた認証企業」への登録</p> <p>また、確認資料は、以下のいずれかを原則とする。</p> <p>上記ア、イ、ウ：厚生労働省令に基づく認定の写し（都道府県労働局長の認定通知書の写し）</p> <p>上記エ、オ：表彰状の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し</p> <p>上記カ：地方労働局の受付印があり、「一般事業主行動計画の計画期間」に開札予定日を含む届出書の写し</p> <p>上記キ：認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し</p> <p>上記ク：認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、評価の対象としないものとするので注意すること。</p> <p>ア 技術資料様式3の該当部分が未記入の場合。</p> <p>イ 認定された期間内に開札予定日が含まれていない場合。※認定期間が定められているものに限る。</p> <p>ウ 当該事実が確認できる資料の写しが未提出の場合。</p> <p>エ その他評価内容が確認できない場合。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p>

証明事項等	提出様式	注意事項
<p>3 配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等</p> <p>(1) 保有する資格等</p> <p>(2) 同種工事の施工経験</p> <p>(3) 継続教育(CPD)の取組の有無</p> <p>(4) 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用</p>	<p>技術資料様式5</p> <p>技術資料様式5-2</p>	<p>第2の2に係る競争参加資格の対象となる配置予定の主任(監理)技術者の資格等を技術資料様式5に記載すること。</p> <p>記載した事項で、競争参加資格が確認できるような免許等の写し、監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係の証明資料(監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等)を添付すること。添付資料は、該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。</p> <p>当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項が記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により、競争参加資格が確認できない場合は入札無効として取り扱う。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p> <p>別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工経験を技術資料様式5に記載すること。(記載する工事は一件だけで良い。)</p> <p>工事は元請として施工したものと、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <p>記載した事項にて、評価内容が確認できるようなCORINSデータ(「登録内容確認書」等)JACCICの証明印のあるものに限る。)の写し又は契約書の写し(共同企業体としての施工の場合は、協定書の写しを含む。)、現場代理人等通知書の控の写し等の資料を添付すること。契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。</p> <p>当該様式が添付されていない場合(評価内容に係る事項が記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。</p> <p>工期の途中で技術者(現場代理人)の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)で従事している場合に限り評価する。(工場製作の過程を含む工事は上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。)</p> <p>現場代理人としての施工経験は、下記のとおり取り扱う。免許の写し等を併せて提出すること。現場代理人として配置された時点で「別添4」に記載のある土木一式工事に応じた資格を有していた場合に限り評価の対象とする。</p> <p>別表1の評価基準の対象となる配置予定技術者に係る過去1年間の継続教育(CPD)の取組状況を技術資料様式5に記載すること。</p> <p>評価対象のCPDは(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)土木学会、(公社)日本技術士会に係るものに限る。</p> <p>記載した事項にて、評価内容が確認できるような学習履歴証明書を提出すること。証明書の証明日は、技術資料等提出期限の前日から起算して過去1年以内の日付が含まれているものに限る。取得単位数は、証明日から起算して過去1年間のユニット数により評価する。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p> <p>別表1の評価基準の対象となる優秀施工者国土交通大臣顕彰者(以下「建設マスター」という)及び登録基幹技能者の活用計画を技術資料様式5-2に記載すること。</p> <p>評価対象となる職種は本工事の内容に該当するものとし、1職種1名の配置から評価する。</p> <p>元請、下請け問わず評価対象とし、配置予定技術者も同様に評価する。</p> <p>記載した事項にて、評価内容が確認できるような建設マスターは顕彰状の写し、登録基幹技能者は登録基幹技能者講習修了証の写しを提出すること。</p> <p>工事内容に該当しない工種のみに従事予定としている場合、従事予定工種に対して適切でない職種のみを従事予定としている場合、必要な確認資料(顕彰状の写し、登録基幹技能者講習修了証の写し)が添付されていない場合は活用計画がないものとみなし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。</p> <p>現場着手後に活用計画書に記載した者を変更する場合は、同じ職種に限り、変更を認める。</p> <p>本項に「(5)配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項」は適用しない。</p>

証明事項等	提出様式	注意事項
(5) 配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項	-	<p>ア 配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 評価方法は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 単体で参加する場合は、評価点の最も低い技術者により評価する。</p> <p>(イ) 共同企業体で参加する場合は、評価点の高い構成員の技術者を評価して、共同企業体としての評価とする。ただし、各構成員（又は一構成員）が複数の候補技術者を記載した場合は、各構成員（又は一構成員）の中で評価点の最も低い技術者の評価をもって当該構成員の評価点とする。</p> <p>(ウ) 複数の候補技術者を記載した場合で、公告第2の2に掲げる要件を満たしていない（満たしていることが確認できない場合を含む。）技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、当該入札参加者（共同企業体で参加する場合は当該構成員）の評価は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。（※記載した技術者の全てが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。）</p> <p>イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること。（開札後の書面提出は受け付けない。）なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p>
4 地域貢献等		
(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料 様式6 技術資料 様式6-2	<p>別表1の評価基準の対象となる開札予定日現在で有効な大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の締結状況を技術資料様式6に記載すること。</p> <p>加入している団体が防災協定を締結している場合は、技術資料様式6に加え、技術資料様式6-2に締結状況を記載すること。</p> <p>記載した事項にて、評価内容が確認できるよう防災協定書の写しを提出すること。（※発注者との間で防災協定を締結している場合は、防災協定書の写しの提出を省略することができる。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、評価の対象としないものとするので注意すること。</p> <p>ア 異なる様式により提出された場合。</p> <p>イ 技術資料様式6が未提出又は未記入の場合。</p> <p>ウ 加入している団体が防災協定を締結している場合で、技術資料様式6-2が未提出又は未記入の場合若しくは内容が協定書と異なる場合、「証明日」「団体名」「証明者」の記載及び「証明印」がない場合、又は証明された期間内に開札予定日が含まれていない場合。</p> <p>エ 防災協定書の写しが未提出の場合。（※発注者との間で防災協定を締結している場合を除く。）</p> <p>オ その他評価内容が確認できない場合。</p> <p>協定の更新手続き等で開札予定日を含む協定書の添付、証明が困難な場合は、技術資料様式6-2に代えて、開札予定日を含む期間内においても継続して活動に携わる者である旨の第三者による証明書を添付すること（様式任意）。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。</p>
(2) 地域内における建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	-	<p>下記5の経営規模等評価結果通知書の写しにより、本店所在地を確認する。通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料（建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等）を併せて提出すること。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに提出すること。</p>

証明事項等	提出様式	注意事項
(3) 県内企業の活用計画	技術資料様式 8	<p>ア 別表 1 の評価対象となる県内企業の活用計画を技術資料様式 8 に記載すること。適用対象は全ての建設工事の下請契約（二次下請以降も含む。）とする。</p> <p>※県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する企業とする。県外に主たる営業所（本店）があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。また、県外企業と県内企業で結成した共同企業体はここでは県内企業とする。</p> <p>イ 県内元請業者が、全て自社施工する場合は評価する。県外元請業者が、全て自社施工する場合は評価しない。</p> <p>ウ 活用計画が落札者決定に反映された場合で最終的な実績と異なる場合は、工事成績評定点を減点するとともに、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>

証明事項等	提出様式	注意事項
5 建設業法に基づく経営事項審査 (1) 開札予定日 現在で有効な経営事項審査等	技術資料 様式 3	<p>開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認する。</p> <p>経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の通知日及び審査基準日を技術資料様式 3 に記載すること。</p> <p>以下に該当する者は、原則、経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣許可の者 ・ 大分県知事以外の都道府県知事許可の者 ・ 大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者 <p>※提出が必要で提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。</p> <p>経営規模等評価結果通知書の有効期間： 審査基準日（決算日）から起算して 1 年 7 ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。</p> <p>共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。</p>
6 自己採点方式 (1) 自己採点表	技術資料 様式 1 2	<p>別表 1 の評価基準及び別紙「総合評価落札方式に係る自己採点方式の留意事項について」に留意のうえ、各評価項目の自己採点を行い技術資料様式 1 2 に記載すること。</p> <p>自己採点の評価項目ごとに誤りがあった場合の評価方法は、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア 自己採点の誤りにより評価点を過大評価した場合は、当該評価項目の最も低い評価点に該当するものとする。</p> <p>イ 自己採点の誤りにより評価点を過小評価した場合は、当該評価項目に記載された評価点により評価する。（修正評価は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は入札を無効とし、自己採点の結果が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）項目は、最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。</p>

※本案件に係る競争参加資格の確認及び技術評価の審査は、公告等で明示したものを除き、開札予定日を基準として判断する。

※共同企業体として参加する場合は、会社名の前に共同企業体名を記載すること。またこの場合、別記様式 1、技術資料様式 5 - 2、8 及び 1 2 は共同企業体として作成し、その他の様式は構成員ごとに作成すること。

技術評価は、全ての構成員を審査のうえ、項目ごとに評価点の高い構成員を評価する。ただし、配置予定技術者の評価は、評価点の高い技術者の構成員を評価する。

複数の候補技術者を記載する場合の注意事項は上記 3 の（5）のとおり。

詳細は、別表 1（JV 用）の評価基準を参照すること。

別添 3

評価対象となる発注機関

●国又は地方公共団体

名称	根拠法	名称	根拠法
国	-	地方公共団体	-

●国又は地方公共団体以外

名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	公益財団法人 J K A	建設業法施行規則第18条
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)	国立研究開発法人科学技術振興機構	
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
港務局	港湾法	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)	国立研究開発法人理化学研究所	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)	首都高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)	消防団員等公務災害補償等共済基金	
水害予防組合連合		新関西国際空港株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	地方競馬全国協会	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)	東京地下鉄株式会社	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)	東京湾横断道路建設事業者	
地方税共同機構	地方税法	独立行政法人環境再生保全機構	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人農業者年金基金	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	中日本高速道路株式会社	
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)	成田国際空港株式会社	
土地改良区連合		西日本高速道路株式会社	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	日本私立学校振興・共済事業団	
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)	日本たばこ産業株式会社	
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)	農林漁業団体職員共済組合	
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)	阪神高速道路株式会社	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)	東日本高速道路株式会社	
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
		旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社	

現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表
 発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。

資格区分	建設業の種類																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1級建設機械施工管理技士	●				●								●																	
1級土木施工管理技士	●				●	●						●	●				●									●			●	
1級建築施工管理技士		●	●	●	●	●					●	●	●			●	●	●	●			●				●			●	
1級電気工事施工管理技士								●																						
1級管工事施工管理技士									●																					
1級電気通信工事施工管理技士																							●							
1級造園施工管理技士																									●					
1級建築士		●	●				●				●	●								●										
技術士 建設（「鋼構造物及びコンクリート」以外）	●				●			●				●	●											●					●	
技術士 総合技術監理：建設（「鋼構造物及びコンクリート」以外）	●				●			●				●	●											●					●	
技術士 建設「鋼構造及びコンクリート」	●				●			●			●	●												●					●	
技術士 総合技術監理：建設「鋼構造及びコンクリート」	●				●			●			●	●												●					●	
技術士 農業「農業農村工学」	●				●																									
技術士 総合技術監理：農業「農業農村工学」	●				●																									
技術士 電気電子※選択科目は問わない								●															●							
技術士 総合技術監理：電気電子※選択科目は問わない								●															●							
技術士 機械（「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」以外）																						●								
機械・総合技術監理：機械（「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」以外）																						●								
技術士 機械「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」									●													●								
技術士 総合技術監理：機械「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」									●													●								
技術士 上下水道（「上下水道及び工業用水道」以外）									●																		●			
技術士 上下水道：総合技術監理（「上下水道及び工業用水道」以外）									●																		●			
技術士 上下水道「上水道及び工業用水道」									●																●		●			
技術士 総合技術監理：上下水道「上水道及び工業用水道」									●																●		●			
技術士 水産「水産土木」	●				●									●																
技術士 総合技術監理：水産「水産土木」	●				●									●																
技術士 森林「林業・林産」																									●					
技術士 総合技術監理：森林「林業・林産」																									●					
技術士 森林「森林土木」	●				●																				●					
技術士 総合技術監理：森林「森林土木」	●				●																				●					
技術士 衛生工学（「水質管理」「廃棄物・資源循環」以外）									●																					
技術士 総合技術監理：衛生工学（「水質管理」「廃棄物・資源循環」以外）									●																					
技術士 衛生工学「水質管理」									●																		●			
技術士 総合技術監理：衛生工学「水質管理」									●																		●			
技術士 衛生工学「廃棄物・資源循環」									●																		●		●	
技術士 総合技術監理：衛生工学「廃棄物・資源循環」									●																		●		●	

※旧技術部門科目も監理技術者資格要件に該当します。

競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について

大分県宇佐土木事務所長 横田 康行 殿

住所：
商号又は名称：
代表者氏名：

(電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

※共同企業体として参加する場合は、共同企業体名を記載するとともに代表構成員の商号等を記載すること。

公告日： 令和8年1月29日

工事名： 令和7年度道改単債第10-2号道路改良工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすと並びに資料の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

証明事項等 (競争参加資格及び技術評価項目)	提出様式名	添付資料
2 企業に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 同種の工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 3	<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し <input type="checkbox"/> ・契約書の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他 ()
(2) 指名停止の有無		-
(3) 工事成績評定	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 4	-
(4) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等の有無	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 3	<input type="checkbox"/> ・認定通知書の写し <input type="checkbox"/> ・届出書の写し <input type="checkbox"/> ・表彰状の写し <input type="checkbox"/> ・認証書の写し <input type="checkbox"/> ・ホームページの該当ページの写し <input type="checkbox"/> ・その他 ()
3 配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 5	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等 (該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。) <input type="checkbox"/> ・その他 ()
(2) 同種工事の施工経験		<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し (契約書の写し) <input type="checkbox"/> ・現場代理人等通知書の控の写し <input type="checkbox"/> ・その他 ()
(3) 継続教育 (CPD) の取組の有無		<input type="checkbox"/> ・学習履歴証明書
(4) 技能者 (建設マスター・登録基幹技能者) の活用	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 5-2	<input type="checkbox"/> ・顕彰状の写し <input type="checkbox"/> ・登録基幹技能者講習修了証の写し
4 地域貢献等		
(1) 防災活動への貢献の状況	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 6 <input type="checkbox"/> 技術資料様式 6-2	<input type="checkbox"/> ・発注者との協定のため、協定書の添付省略 <input type="checkbox"/> ・防災協定書の写し <input type="checkbox"/> ・その他 ()
(2) 地域内における建設業法上の主たる営業所 (本店) の所在地	-	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しない大分県知事許可かつ、所在地変更がないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し <input type="checkbox"/> ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し <input type="checkbox"/> ・その他 ()
(3) 県内企業の活用計画	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 8	-
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 3	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しない大分県知事許可のため添付省略 <input type="checkbox"/> ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他 ()
6 自己採点方式		
(1) 自己採点表	<input type="checkbox"/> 技術資料様式 12	-

注意事項

- 提出する様式名及び添付資料の□に✓ (又は■) を記入すること。 (「その他」の場合は、資料名称も記入すること。)
 - 開札予定日現在で有効な経営事項審査を確認するため、以下に該当する者は、原則、経営規模等評価結果通知書 (開札予定日現在で有効で直近のもの) の写しを提出すること。
 - 国土交通大臣許可の者
 - 大分県以外の都道府県知事許可の者
 - 大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者
- ※提出が必要で、提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間：

審査基準日 (決算日) から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

企業に対する競争参加資格及び評価等

会社名: _____

(1) 同種工事の施工実績

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同種工事		-		評 価 対 象	
				別添3の機関が発注した道路・街路工事（農道・林道工事を評価対象としない。）。平成27年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。	
工事名称等	工事名	-			
	発注機関	-			
	工事場所	-		(都道府県名)	
	契約金額	-			
	工期	-		○年○月○日～○年○月○日	
	発注形態等	-		<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)	
	CORINS登録番号	-			
工事概要		-	-		
		-	-		
		-	-		
		-	-		
		-	-		
		-	-		

(2) 指名停止の有無

開札予定日（令和8年2月24日）が減点対象期間内にある指名停止措置の有無、指名停止期間、減点対象期間を記載すること。

指名停止 有 指名停止期間（○箇月間： 年 月 日から 年 月 日）
減点対象期間（○箇月間： 年 月 日から 年 月 日）
該当なし 無

(3) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等

開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の通知日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日：（令和 年 月 日）

②審査基準日：（令和 年 月 日）

（注1）

以下に該当する者は、原則、開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の写しを提出すること。

- ・国土交通大臣許可の者
- ・大分県以外の都道府県知事許可の者
- ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者

※提出が必要で、提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間：

審査基準日（決算日）から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

(4) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等の有無

開札予定日現在で有効な認定及び表彰等の有無を記載のうえ、当該事実が確認できる資料を併せて添付すること。

有 国の認定又は表彰 認定等の名称（ ）
 国の認定又は表彰の基準となる計画等の届出等 認定等の名称（ ）
無

注意事項

- 1 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成すること。

配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等

会社名: _____

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

第2の2に掲げる競争参加資格に留意のうえ、保有する資格等を記載すること。

主任（監理）技 術者	氏名		生年月日	年 月 日
	雇用年月日※	年 月 日	※添付資料は雇用関係等の要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。	
法令による 資格・免許	資格名称			
	取得年月日	年 月 日	登録番号	
監理技術者 資格者証	取得年月日	年 月 日	登録番号	
	監理技術者講習 修了年月日	年 月 日		

(2) 同種工事の施工経験

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同種工事	-		評 価 対 象	
	-		別添3の機関が発注した道路・街路工事（農道・林道工事を評価対象としない。）。平成27年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。	
工事 名称 等	工事名	-		
	発注機関	-		
	工事場所	-		(都道府県名)
	契約金額	-		
	工期	-		○年○月○日～○年○月○日 (上記のうち、従事した従事した期間：○年○月○日～○年○月○日※途中交代があった場合のみ記入) 工場製作を含む工事における現地施工の期間：該当する場合のみ記入 ○年○月○日～○年○月○日
	発注形態 等	-		<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)
	CORINS 登録番号	-		
	従事区分 等	-		<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 ・ <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐 ・ <input type="checkbox"/> 現場代理人
工事 概要	-		従事時に有していた資格名称（ ） 取得年月日（ 年 月 日） ※現場代理人としての経験の場合のみ記入する。なお、上記、「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、当該免許等の写しを併せて添付すること。	
	-			
	-			
	-			
	-			
	-			

(3) 継続教育（CPD）の取組の有無

配置予定技術者の継続教育（CPD）の取得状況を記載すること。

- ① 取組あり (ユニット) ※学習履歴証明書を添付すること。
- ② 取組なし

注意事項

- 1 配置予定の技術者に複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。ただし、いずれの候補技術者も競争参加資格の要件を満たしていること。
- 2 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成すること。

技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画書

会社名：

当該工事に係る当社の建設マスター・登録基幹技能者の活用計画は下記のとおりです。

建設マスターの活用計画

従事予定工種	職種	受賞年度	氏名	所属会社名	従事予定作業	従事予定期間	備考
例) 舗装工	舗装工	令和3年	建設 一郎	(株) 県庁舗装	アスファルト敷設	令和6年5月 ~ 令和6年8月	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	

登録基幹技能者の活用計画

従事予定工種	職種 (登録〇〇基幹技能者)	修了証番号	氏名	所属会社名	従事予定作業	従事予定期間	備考
例) コンクリート工	鉄筋	第1000号	建設 太郎	(株) 鉄筋土木	鉄筋加工・組立	令和6年4月 ~ 令和7年1月	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	

注意事項

- 建設マスターの「職種」は受賞の際の該当職種を記載し、「受賞年度」、「氏名」は顕彰状と同じ内容を記載すること。
- 登録基幹技能者の「職種（登録〇〇基幹技能者）」、「修了証番号」、「氏名」は、登録基幹技能者講習修了証と同じ内容を記載すること。
- 建設マスター、登録基幹技能者とも「従事予定工種」、「従事予定作業」は、本工事内容に該当するものを記載すること。
- 元請、下請け問わず評価対象とし、配置予定技術者も同様に評価する。
- 対象となる職種は本工事内容に該当するものとし、1職種1名の従事から評価する。また、現場着手後に活用計画書に記載した者を変更する場合は、同じ職種に限り、変更を認める。
- 本工事内容に該当しない工種にのみ従事予定としている場合、従事予定工種に対して適切ではない職種のみを従事予定としている場合及び必要な確認資料（顕彰状、登録基幹技能者講習修了証の写し）が添付されていない場合は活用計画がないものとみなす。

防災協定締結状況確認書

会社名：

開札予定日現在における、当社（当社が所属する団体）の大分県管理公共施設を対象とした防災協定締結状況は下記のとおりです。

(1) 大分県管理の公共施設を対象とした防災協定

① 有

② 無

(2) 契約の相手方

① 大分県 土木事務所等名称 ()

(3) 協定者

① 会社単独

※協定書写しを添付

(発注者との間で協定を締結している場合を除く。)

② 加入する団体 団体名称 ()

※証明書（技術資料様式 6 - 2）及び協定書の写しを添付

(発注者との間で協定を締結している場合、協定書の写しは省略できる。)

注意事項

1. 該当する項目の□に✓（又は■）を記入するとともに、必要事項を記入すること。
2. (1)において、「無」の場合は、以下の記載は不要とする。
3. 技術資料提出後、開札予定日までに上記事項に変更があった場合は、書面により、速やかに申し出ること。
4. 必要な確認資料（証明書及び協定書写し）が添付されていない場合は、評価の対象となる防災協定が締結されていないものと見なす。なお、協定の手続き等で開札予定日を含む協定書の添付、証明が困難な場合は、技術資料様式 6 - 2 に代えて、開札予定日を含む期間内においても継続して活動に携わる者である旨の第三者による証明書を添付すること（様式任意）。
5. 記載内容が事実と異なる場合及び記載内容に変更が生じたにもかかわらず申し出がなかった場合は入札を無効とし、落札決定されていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
6. 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

証明書

下記の者は、
との間で締結した防災協定に基づき、
の期間内において、その活動に携わる者であることを証明します。

(協定締結機関名) ○○○○ と (団体名) ○○○○
年 月 日 から 年 月 日

年 月 日

(団体名)
証明者： ㊞

記

住所

商号

代表者

注意事項

1. 協定書の写しを添付すること。(※発注者との間で協定を締結している場合を除く。)
2. 証明する期間は、協定書に記載されている期間と合致すること。なお、協定書の期間が「自動更新する」形式のものは、直近の更新後の期間を証明すること。※証明された期間内に開札予定日が含まれていない場合及び協定書に記載されている期間と異なる場合は、証明書が添付されていないものとみなす。
3. 会社単独で協定を締結している場合は作成不要。
4. 「証明日」「団体名」「証明者」の記載及び「証明印」がない場合は、証明書が添付されていないものとみなす。
5. 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

(R 8)

県内企業の活用計画会社名：

当該工事に係る当社の県内企業の活用計画等は下記のとおりです。

(※該当する区分の□に✓(又は■)を記入すること。)

(1) 元請の本店所在地

- ① 大分県内
- ② 大分県外

(2) 下請発注計画

当該工事に係る全ての建設工事に関する下請け(二次下請以降も含む)の発注計画について、次のいずれか1つを選択のうえ記載すること。

(※一件の請負金額が500万円以上となる全ての建設工事の下請(二次下請以降も含む)について記載する。)

- 全て自社施工とする。(下請契約における一件の金額が全て500万円未満である場合を含む。)
- 一件500万円以上の下請契約(二次下請以降も含む)は、全て県内企業に発注する。
- 上記以外(県外企業に対して発注する場合や下請発注計画が未定である場合等)

注意事項

1. 当該工事に係る県内企業の活用計画を記載すること。適用対象は全ての下請契約(二次下請以降も含む。)とする。※県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。また、県外企業と県内企業で結成した共同企業体はここでは県内企業とする。
2. 県内元請業者が、全て自社施工する場合は評価する。県外元請業者が、全て自社施工する場合は評価しない。
3. 活用計画が落札者決定に反映された場合に、最終的な実績と異なる場合は、工事成績評定点を減点するとともに、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

自己採点表

工事名： 令和 7 年度道改単債第10-2号道路改良工事
 会社名： _____

自己採点欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

評価視点	評価項目	評価基準	配点	自己採点	評価結果	
企業の技術力	企業の施工実績 過去 1 0 年間の同種工事（道路・街路工事）の施工実績の有無 ※評価期間：H27.4.1～技術資料等提出期限の日 ※道路・街路工事は請負代金額 2 千 5 百万円以上の土木一式工事に限る。 過去 4 年間の工事成績評定点の平均値 ※評価期間：R3.4.1～R7.3.31 ※請負代金額 3 千 5 百万円以上の工事成績に限る。 ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等 指名停止等措置の有無 ※指名停止等措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）に基づく指名停止	国又は大分県発注工事の実績あり	1.5			
		国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.8			
		上記以外	0.0			
		82点以上	3.0			
		80点以上82点未満	2.6			
		78点以上80点未満	2.3			
		76点以上78点未満	1.9			
		74点以上76点未満	1.5			
		上記以外（成績なし）	0.0			
		国の認定又は県の表彰の実績あり	0.2			
		国の認定又は県の表彰の基準となる計画等の届出等あり	0.1			
		上記以外	0.0			
		指名停止等措置なし	0.0			
		指名停止措置（3 箇月未満）	-0.2			
		指名停止措置（3 箇月以上）	-0.5			
加算点小計			4.7			
配置予定技術者の能力	過去10年間に履行した同種工事(道路・街路工事)の施工経験の有無 〈評価対象となる技術者等の区分〉 ①主任(監理)技術者又は現場代理人として従事 ②監理技術者補佐として従事 ※評価期間：H27.4.1～技術資料等提出期限の日 ※道路・街路工事は請負代金額 2 千 5 百万円以上の土木一式工事に限る。 CPD（継続教育）の取組状況 ※（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）土木学会、（公社）日本技術士会の研修による能力開発の取得単位に限る。 技能者（建設マスター・登録技能者）の活用計画	①主任(監理)技術者又は現場代理人として従事				
		国又は大分県発注工事の実績あり	1.3			
		国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.7			
		上記以外	0.0			
		②監理技術者補佐として従事				
		国又は大分県発注工事の実績あり	0.7			
		国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.4			
		上記以外	0.0			
		取組あり（各団体推奨ユニット数以上）	0.3			
		上記以外	0.0			
活用計画あり	0.3					
上記以外	0.0					
加算点小計			1.9			
地域・社会貢献度	地理的条件（地域精通度）	建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	工事箇所である宇佐市に所在	2.0		
		宇佐土木事務所管内以外の県内に所在	1.0			
		上記以外	0.0			
	防災活動等による貢献	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の有無	宇佐土木事務所との協定有り	1.0		
			大分県管理の公共施設を対象とした防災協定あり	0.5		
	県内企業の活用	当該工事に係る大分県内企業の活用計画 ※請負代金額500万円以上となる全ての建設工事の下請契約	上記以外	0.0		
			県内元請施工又は県内企業から下請負人を選定	0.4		
加算点小計			3.4			
加算点合計			10.0			

留意事項

同種工事	道路・街路工事	農道・林道工事を評価対象としない。
工事成績評定点	企業	大分県土木建築部発注の土木一式工事に限る。ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事は除く。
自己採点に誤りがあった場合		自己採点の評価項目ごとに誤りのあった場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 (1) 自己採点の誤りにより、評価点を過大評価した場合は、当該評価項目の最も低い評価点に該当するものとする。 (2) 自己採点の誤りにより、評価点を過小評価した場合は、当該評価項目に記載された評価点により評価する。（修正評価は行わない。）
自己採点が未記載の場合		自己採点の結果が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）項目は、最も低い評価点に該当するものとする。
様式の未提出の場合		技術資料様式 1 2 の提出がない場合は入札を無効とする。

総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の留意事項について

この入札は、入札参加者から提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに、公告第7の2により「仮の評価値」を算出し、原則として、仮の評価値で最高評価値者となった者のみ、技術資料の審査及び競争参加資格の確認をおこなうものです。

「自己採点表」の作成は、別表1の評価基準を十分に確認のうえ、採点の誤りや記入漏れがないように注意してください。

なお、自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む。）の項目は、最も低い評価点に該当するものとし、「自己採点表」が未提出の場合は、入札を無効とします。

※「仮の評価値」とは、入札参加者から提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに、公告第7の2の方法により算出した値です。

自己採点方式の概要

「自己採点表」の作成・提出

1 入札参加者は、別表1の評価基準に留意のうえ各評価項目の自己採点を行い、「自己採点表」の自己採点欄に記入します。

2 作成した「自己採点表」を電子入札システムにより、技術資料の一部として提出します。

発注者の審査及び落札者の決定について

1 入札参加者から提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに、入札参加者全員に「仮の評価値」を算出します。

2 「仮の評価値」で最高評価値者となった入札参加者の技術資料等を審査します。

3 審査により、自己採点が正しかった場合又は修正があった場合でも最高評価値者の変更がない場合は、当該最高評価値者を落札者として決定します。（あわせて競争参加資格の確認も行います。）

その他

総合評価落札方式に係る評価結果の開示の一環として、希望者には落札決定後に技術資料の審査及び自己採点表の添削を行います。

自己採点方式では、原則として最高評価値者の提出した技術資料のみを審査します。これにより仮の評価値が2位以下の入札参加者の技術資料は原則として審査を行わないため、入札結果表に記載のある技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

添削希望者には「自己採点表」の写しの交付とあわせて、自己採点に誤りがあった場合はその内容の説明も行いますので、積極的にご利用ください。

※ 添削希望者は電話等により発注者へ申込みを行い、写しの交付日等を確認してください。

公告について

公告第10の3「事後審査及び落札者の決定方法」は次のとおりとする。

(1) 中、「評価値」を「仮の評価値」に読み替える。

(3) を以下のとおりとする。

仮の評価値算出後、入札参加者から提出された技術資料等を予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした者のうち、最高評価値者を審査し、最高評価値者の順位が変わらないこと及び競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最高評価値者を落札者とする。

審査の結果、最高評価値者の変更がある場合や競争参加資格を満たしていないことを確認した場合は、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち、最高の評価値の者（以下「次順位者」という。）の技術資料等を確認したうえで、次順位者を落札者とする（なお、次順位者に変更がある場合や競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続きを行う。）。

入札に当たっての注意事項

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
 - (1) 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
 - (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
 - (3) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - (3) 同一の入札に、二以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札に、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
 - (7) 入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合
 - (8) 郵送による入札
 - (9) 関連会社に参加している者のした入札

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係
親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
 - (ウ) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

・ただし、（ア）は、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札に不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること（※入札は無効として取り扱う。）。なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
- 6 入札金額内訳書の提出
 - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
 - (2) 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式（PDF形式）で保存されたものに限る。
 - (3) 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

入札に当たっての注意事項

1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。

- (1) 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
- (2) 代表構成員の代表者が入札に参加しない場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札書に共同企業体名、代表構成員名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。

2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札に、二以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札に、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
- (7) 入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合
- (8) 郵送による入札
- (9) 関連会社が参加している者のした入札（※同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
- (ウ) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。
- ・ただし、（ア）は、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
- ・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。
- ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること（※入札は無効として取り扱う。）。なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。

6 入札金額内訳書の提出

- (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
- (2) 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式（PDF形式）で保存されたものに限る。
- (3) 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

委 任 状

今般都合により令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事の入札に関する

一切の権限を（氏名） に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和 年 月 日

（受任者）住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

（委任者）住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

契約担当者

大分県宇佐土木事務所長 横田 康行 殿

委 任 状

今般都合により令和7年度道改単債宇第10-2号道路改良工事の入札に関する

一切の権限を（氏名） に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和 年 月 日

（受任者）住 所

商号又は名称

氏 名

㊞

（委任者）

共同企業体

代表構成員

住 所

商号又は名称

氏 名

㊞

契約担当者

大分県宇佐土木事務所長 横田 康行 殿

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等について

県では、低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)と低入札価格調査制度における失格基準(以下「失格基準」という。)を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

記

1. 最低制限価格及び調査基準価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{ (\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times 68\%) \}}{\text{設計額}} \times 1.10$$

2. 最低制限価格及び調査基準価格の適用範囲

予定価格の7.5/10から9.2/10までの範囲

3. 失格基準算定式(低入札価格調査対象工事が対象)

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

4. 施行期日

令和4年5月1日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。

※最低制限価格の取扱い及び低入札価格調査実施要領は、県庁ホームページからダウンロードできます。

(参考)

入札金額内訳書の作成上の留意事項

入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1 入札金額内訳書の記載内容について

(1) 閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

(2) 入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合は、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記(1)に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

(3) 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、入札金額内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、記載例を参考に、必要に応じて項目を追加すること。

(4) 法定福利費の金額の記載について

内訳書の下段にある「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額」

(以下「法定福利費」という。)の金額の記載は任意とする。なお、法定福利費を記載した場合は、入札金額内訳書を契約時に提出する請負代金内訳書に添付することで、請負代金内訳書の工事費内訳の記載を省略することができる。

2 審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

3 無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）第27条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

(1) 入札金額内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4、4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加は発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）

(2) 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合。

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計（以下「**金額A**」という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下「**金額B**」という。）が一致しない場合。ただし、**スクラップ費等の売却費がある場合、金額Aからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Bが一致すれば無効としない。**

(4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合（**スクラップ費等の売却費など**マイナス計上すべきものを除く。）

(5) 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合

(6) その他重大な不備がある場合

4 ファイルの保存形式について

入札金額内訳書のファイルは、PDF形式で保存されたものに限る。

※次ページ以降の記載例を参考にすること。

※内訳書提出の目的、取扱の詳細は「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」（県庁ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kitei.html>）を参照してください。

県では、原則として落札候補者の入札金額内訳書のみを審査しています。このため、落札候補者以外の入札金額内訳書は確認していませんので、入札結果で無効となっていないからといって入札金額内訳書に不備がないとは限りません。

【入札金額内訳書の正しい記載例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事
 発注工種：一般土木（河川改良工事）
 入札金額：3,907,000円（税抜）

商号又は名称	(株) ▲▲▲建設工業
代表者氏名	〇〇 〇〇

工事名	令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事
-----	------------------------

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
河川工事01					
築堤・護岸	1	式		1,770,000	Lv1
河川土工	1	式		1,690,000	Lv2
掘削工	1	式		390,000	Lv3
掘削	1,300	m3	300	390,000	Lv4
残土処理工	1	式		1,300,000	Lv3
土砂等運搬	1,300	m3	1,000	1,300,000	Lv4
仮設工	1	式		80,000	Lv2
交通管理工	1	式		80,000	Lv3
交通誘導警備員	8	人日	10,000	80,000	Lv4
直接工事費計				1,770,000	
共通仮設費計	1	式		257,000	
共通仮設費(率化)	1	式		257,000	
共通仮設費率分	1	式		257,000	
純工事費	1	式		2,027,000	
現場管理費	1	式		998,000	
工事原価	1	式		3,025,000	
一般管理費等	1	式		882,000	
工事価格	1	式		3,907,000	
消費税等相当額	1	式		390,700	
工事費	1	式		4,297,700	
工事価格計	1	式		3,907,000	入札書記載金額
消費税等相当額計	1	式		390,700	
工事費計	1	式		4,297,700	

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 〇〇〇,〇〇〇円)

【審査基準該当例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事
 発注工種：一般土木（河川改良工事）
 入札金額：3,907,000円（税抜）

商号又は名称	(株) ▲▲▲建設工業
代表者氏名	〇〇 〇〇

工事名	令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事
-----	------------------------

【取扱要領第7の(1)】
 内訳書を、入札公告等で指定されたファイル形式（原則としてPDF形式が指定される）以外の形式で提出した場合、無効
 ※発注者が、様式をExcelワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式（PDF）に変換したうえで提出すること

費目・工種・施工名称など							
本工事費							
河川工事01							
築堤・護岸		1	式		1,900,000		Lv1
河川土工		1	式		1,900,000		Lv2
【取扱要領第7の(5)①】 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合無効							
直接工事費計					1,900,000		①
共通仮設費計		1	式		257,000		②
共通仮設費(率化)					257,000		
共通仮設費率分					257,000		
純工事費					2,157,000		
現場管理費		1	式		998,000		③
工事原価		1	式		3,155,000		
一般管理費等		1	式		782,000		④
【取扱要領第7の(4)】 値引き、減額の項目が計上されている場合、無効							
値引き					-30,000		
工事価格		1	式		3,907,000		
消費税等相当額		1	式		390,700		未記入であっても入札無効としない。
工事費					4,297,700		未記入であっても入札無効としない。
工事価格計					3,907,000		⑤
消費税等相当額計		1	式		390,700		未記入であっても入札無効としない。
工事費計		1	式		4,297,700		未記入であっても入札無効としない。
法定の事業主負担額（法定福利費）の記載は、任意							

【取扱要領第7の(3)】
 ①+②+③+④=3,937,000円と
 ⑤=3,907,000円が不一致である場合、無効

【取扱要領第7の(2)】
 入札金額(3,907,000)と不一致の場合、無効

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 〇〇〇,〇〇〇円)

【スクラップ費等の売却費がある場合の入札金額内訳書の正しい記載例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事
 発注工種：一般土木（河川改良工事）
 入札金額：10,494,000円（税抜）

商号又は名称	(株) ▲▲▲建設工業
代表者氏名	〇〇 〇〇

工事名	令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事
-----	------------------------

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
河川工事01					
築堤・護岸	1	式		5,200,000	Lv1
構造物撤去工	1	式		5,200,000	Lv2
構造物取壊し工	1	式		5,200,000	Lv3
コンクリート構造物取壊し	800	m3	6,500	5,200,000	Lv4
直接工事費計				5,200,000	①
共通仮設費計				805,000	②
共通仮設費(積上げ)				120,000	
準備費				120,000	
木根等処分費	1	式	120,000	120,000	Lv4
共通仮設費(率化)	1	式		685,000	
共通仮設費率分	1	式		685,000	
純工事費	1	式		6,005,000	
現場管理費	1	式		2,715,000	③
工事原価	1	式		8,720,000	
一般管理費	1	式		1,920,900	④
スクラップ	-6.46	t	15,000	-96,900	控除額
売却費	-1	式	50,000	-50,000	控除額
工事価格	1	式		10,494,000	
消費税等相当額	1	式		1,049,400	未記入であっても入札無効としない。
工事費	1	式		11,543,400	未記入であっても入札無効としない。
工事価格計	1	式		10,494,000	⑤
消費税等相当額計	1	式		1,049,400	未記入であっても入札無効としない。
工事費計	1	式		11,543,400	未記入であっても入札無効としない。

【取扱要領第7の(3)】
 ①+②+③+④=10,640,900円と
 ⑤=10,494,000円が不一致であるが、
 「スクラップ」「売却費」を控除すると、
 ①+②+③+④+控除額=10,494,000円となり、
 ⑤と一致するため、無効としない。

<注意>
 「スクラップ」「売却費」の計上位置が変更

特級A(H1) 問屋店頭での買入れ価格

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 〇〇〇,〇〇〇円)

低入札価格調査制度について

この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に基づく落札者決定に当たったの例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを調査を行った上で落札者の決定を行うものです。

大分県低入札価格調査実施要領（平成12年大分県告示第672号）に基づいて行います。

- 1 あらかじめ、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び失格基準を定めて入札を行います。
- 2 基準価格を下回る入札が行われた場合、落札者の決定を保留して、その入札価格を調査します。
- 3 調査の結果によっては、最高評価者以外の者を落札者とする場合があります。

入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意してください。

- 1 調査の対象となった場合には、発注者から「低入札価格調査の実施について」の通知を行います。

調査対象者は、当該通知の日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、別に定める様式により所定の事項の資料を作成、提出していただき、7日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に事情聴取を受けることとなります。

2 調査に当たって事実に相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当すると判断することがあります。

3 「県的设计金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額に100分の110を乗じて得た額」を下回る入札は、自動的に失格とする。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	74%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費等の合計額。

- 4 次の場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当すると判断されます。

- ・実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの。
- ・提出された「工事費内訳書」の単価・金額等で、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合。
- ・下請発注予定部分における下請予定金額が、法定福利費が含まれていないなど、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定（不当に低い請負代金の禁止）に違反しない旨の説明がない場合。
- ・過去1年間に、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合。なお、入札者が共同企業体の場合は構成する建設業者（以下「構成員」とする。）が対象。

5 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事で調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が大分県が発注した工事で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することを求めるものとします。なお、落札者が共同企業体の場合、追加で配置する専任の技術者は、構成員のいずれかより配置すれば良い。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 施工中又は施工後において、発注者から大分県公共工事請負契約約款に基づく修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止等措置要領に基づく指名停止又は書面による警告を受けた企業
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた企業

6 低入札価格調査を受けた者との契約は契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金額の10分の2以内とする。

7 契約締結の日から工事目的物引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じ、低入札価格調査で提出された資料及び説明（以下「低入札価格調査の説明等」という。下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。）に即して施工しているか調査を行う。

なお、この調査の結果、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）、県の規定や契約条件等に重大な違反があった等、低入札価格調査の説明と異なる施工を行っている疑いがある場合又はこの調査に協力しない場合は低入札価格調査委員会（以下、「委員会」という。）に報告する。

8 当該工事の施工（全ての下請契約を含む。）で指名停止又は文書警告を受けた場合、総合評価落札方式の技術提案等の不履行があった場合、65点未満の工事成績評定を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は、委員会に報告する。

9 委員会は報告内容を審査し、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。

10 低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存すること。（※全ての下請契約も把握し、元請の責任で指導すること。）なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」とみなす。

低入札価格調査の資料の作成について

本件工事に係る最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり低入札価格調査を実施しますので、下記により提出資料等を作成のうえ、提出してください。（上記最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。）

なお、提出資料等は、落札候補者の決定後、契約担当者から「低入札価格調査の実施について」の通知がなされるので、通知日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に提出してください。

また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。

記

1 事情聴取について

- ・ 日時及び場所：契約担当者から別途通知します。
- ・ 出席者：本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細書、根拠資料を説明できる方

2 資料の作成・提出について

別紙「入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記1の通知日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に提出してください。

なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

（1）その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

ア 「入札価格理由書」	様式1
イ 「工事費内訳書」	様式2-1
ウ 「間接経費内訳書」	様式2-2
エ 「積算比較表」	様式2-3

（2）その価格により施工ができる特別の事由（該当があるものを作成すること。）

ア 対象工事の場所の付近における手持工事の状況	様式3-1
イ 対象工事に関連する手持工事の状況	様式3-2
ウ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）	様式3-3
エ 手持資材の状況	様式3-4
オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式3-5
カ 手持機械の状況	様式3-6

（3）労務者の具体的供給見通し

様式4

（4）過去5年間に施工した公共工事名及び発注者

様式5

（5）施工体系図

3 注意事項

（1）期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。

（2）本調査で、事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。

（3）施工時に、本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）があった場合や建設工事に係る県の規定（下請報告義務等）、その他契約条件等に重大な違反があった場合、及び当該工事の施工で、指名停止又は文書警告を受けた場合（事故、履行遅延、契約解除等を含む。）、総合評価落札方式の技術提案等に不履行があった場合、6.5点未満の工事成績評価を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は低入札価格調査委員会へ報告する。審査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後1年間の基準価格未満の応札は認められないこととなります。

（4）低入札価格調査を受け契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書（別記様式5）を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存してください。（※全ての下請契約も把握し、元請の責任で指導してください。）なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなします。

入札価格の根拠資料について

番号	提出書類	根拠となる資料等の具体例
1	入札価格理由書	
2-1	工事費内訳書	単価根拠資料（下請見積書等） ※下請見積書は法定福利費相当額を明示したものに限り
2-2	間接経費内訳書	各項目の算定根拠資料（見積・過去実績等） ※下請見積書は法定福利費相当額を明示したものに限り
2-3	積算比較表	県積算と比較できる内訳書とする 技術提案費用は別途計上する
3-1	対象工事の場所の付近における手持工事の状況	間接費等の節減が可能となる工事（CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要）
3-2	対象工事に関連する手持工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト節減が可能となる工事（CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要）
3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）	地図
3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
3-5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
3-6	手持機械の状況	施工で使用する重機の車検証等
4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者についてし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。）
5	過去5年間に施工した公共工事名及び発注者	国（九州地方整備局）及び大分県発注工事（CORINS工事カルテ等の根拠資料は提出不要）
6	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図にすること ※法定福利費相当額を明示した下請見積書を添付すること

※3-1、3-2、5に記載する対象工事の確認資料（CORINS工事カルテ等）は提出不要であるが、事情聴取時において内容確認をする場合があるため確認資料を会場に持参すること。

入札価格理由書

大分県宇佐土木事務所長 横田 康行 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

本件工事に係る入札価格理由書及び関係資料を次のとおり提出します。
 なお、当該理由書及び資料の記載事項については、事実と相違ないこと並びに工事の施工（全ての下請を含む。）に当たっては、調査基準価格を下回る金額であっても、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工することを誓約します。

1 工事名	令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事
2 工事場所	中津高田線 宇佐市大字松崎
3 入札金額	
4 入札額決定理由	

様式 3 - 1

対象工事の場所の付近における手持工事の状況

商号又は名称				
発注者	工事名	工期	契約金額	備考
		年 月 日 ～ 年 月 日		
		年 月 日 ～ 年 月 日		
		年 月 日 ～ 年 月 日		
		年 月 日 ～ 年 月 日		

様式 3 - 2

対象工事に関連する手持工事の状況

商号又は名称				
発注者	工事名	工期	契約金額	備考
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

様式 3-3

入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）

商号又は名称

1 事業所の所在地

2 資材置場の所在地

3 施工場所

中津高田線 宇佐市大字松崎

4 事業所・資材置場と施工場所の距離

事業所・資材置場と施工場所の距離が確認できる図面（延長、位置等を記載すること）

詳細図

様式 3 - 4
手持資材の状況

商号又は名称				
品名	規格・型式	単位	数量	備考

様式 3 - 5
 資材購入先及び購入先と入札者との関係

		商号又は名称	
品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注) 業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。

例: 関連会社、協力会社、下請会社等

手持機械の状況

商号又は名称				
機械名称 (購入年)	能力	単位	数量	備考 (メーカー名等)

様式 4

労働者の具体的供給見通し

商号又は名称			
工種	職種	員数	備考
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	
		人/日 日間	

様式 5

過去 5 年間に施工した公共工事名及び発注者

商号又は名称				
発注者	工事名	工期	契約金額	備考
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

大分県宇佐土木事務所長 横田 康行 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付けで契約を締結した下記工事は、元請から全ての下請に至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る県の規定を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告します。

また、今後の支払等も適正に処理することを誓約します。

なお、その事実を証明するための書類等は、工事目的物引渡の日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出（提示）及び説明します。

ただし、違反（不適切な処理を含む。）していないことの事実を証明する書類等を保存していない場合、提出（提示）できない場合又は説明（証明）できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

工事名 令和7年度道改単債字第10-2号道路改良工事
工事場所 中津高田線 宇佐市大字松崎